

高齢者虐待は早期発見・早期対応が重要です

高齢者虐待は、どこの家庭でも起きる可能性のある身近な問題です。虐待を受けている高齢者、虐待をしている家族それぞれが、必要な支援を受けることができるよう、虐待を発見した場合、何かおかしいと感じた場合は早めに相談ください。

問合せ 長寿支援課 ☎33-4436

5つの虐待（高齢者虐待法規定）

- ①身体的虐待（殴る、蹴るなどの暴行を加える）
- ②介護や世話の放棄・放任
（オムツ交換をしない、食事を与えないなど介護を怠る）
- ③心理的虐待（著しい暴言、拒否的な態度）
- ④性的虐待（わいせつな行為をする）
- ⑤経済的虐待
（本人の同意なしに年金や預金を使用する）

◆高齢者虐待のサイン

- 身体に不自然な傷やアザがある。
- 高齢者から「家にいたくない」との訴えがある。
- 髪や爪が伸びていて、汚れている。
- 高齢者への家族の接し方が乱暴だと感じる。
- 部屋の中に衣類やおむつ、ゴミなどが散乱している。
- 必要な治療、サービスを受けていない様子がある。
- 家の中から怒っているような声が聞こえる。
- 高齢者本人から「年金を取り上げられた」という訴えがある。

◆高齢者虐待かも？と思ったら、まず下記窓口に相談ください。

- 虐待の「おそれ」がある時点でも相談できます。
- 相談者の秘密は守られます。
- 虐待をしている人にも必要な支援を行います。



名称	担当エリア	電話番号
八代市第1地域包括支援センター ふるさと	鏡・東陽・泉	53-2601
八代市第2地域包括支援センター やまびこ	太田郷・昭和・龍峯・千丁	30-8071
八代市第3地域包括支援センター だいち	松高・八千把	45-5568
八代市第4地域包括支援センター しおかぜ	代陽・八代・麦島・郡築	37-3337
八代市第5地域包括支援センター くまがわ	植柳・高田・金剛・宮地	35-1111
八代市第6地域包括支援センター おれんじ	日奈久・二見・坂本	38-3373